

『新基本法コンメンタール 債権 1』

第 1 刷 訂正表

2026 年 5 月 27 日更新

※以下の訂正がございます。お詫びして訂正いたします。

108 頁 左段 上から 32 行目～34 行目 (第 424 条)

【誤】

取戻請求は、改正前の判例法を踏襲し、原則は財産返還請求により (426 の 6①本文・②本文)、例外的に財産返還が困難な場合に価額償還請求ができる (424 の 6①ただし書・②ただし書) と明記された。

【正】

取戻請求は、改正前の判例法を踏襲し、原則は財産返還請求により (424 の 6①前段・②前段)、例外的に財産返還が困難な場合に価額償還請求ができる (424 の 6①後段・②後段) と明記された。

136 頁 右段 上から 6 行目～9 行目 (第 426 条)

【誤】

改正前の判例は、「債務者が債権者を知って当該法律行為をした事実を知ったことを意味し、単に取消権者が詐害の客観的事実を知っていただけでは足りない」……

【正】

改正前の判例は、「債務者が債権者を害することを知って当該法律行為をした事実を知ったことを意味し、単に取消権者が詐害の客観的事実を知っただけでは足りない」……